

女性の起業環境整備事業 運営業務委託 仕様書

1. 事業目的と概要

神戸市では、市民の多様なキャリア選択を応援し神戸経済の持続的成長を促すため、起業家(スタートアップ)のエコシステム構築を進めている。また、重厚長大産業の名残もあり、専業主婦率が政令指定都市内でも高いが、現代ではIT技術などの発展によりライフステージに合わせて様々なキャリア選択が可能となっている。

本事業では、その一環として、多様なキャリアの1つとしての起業に関心がある女性が、ロールモデルとなる先輩起業家や仲間と出会う機会を提供する。また、起業予定及び起業家に関しても、互いに相談し合い、高めあえるコミュニティの形成も目指す。それらを既存の起業支援機関及び市内のスタートアップ等の様々なステークホルダーとも連携することで、多くの方に機会を提供し、まち全体で女性の起業家をサポートする仕組みを構築する。

2. 委託契約期間

契約締結日から令和6年3月31日までとする。

3. 事業内容

1) 前提条件

- ・ 本事業は神戸市内の女性起業家向けの企画と、渋谷区/横浜市/札幌市/神戸市での4都市連携での女性起業家支援の2つの内容に分かれる。
- ・ 神戸市内の女性起業家層と起業家向けには、それぞれのニーズを聴取しながらリアルイベント、交流機会や、情報提供に向けた企画運営業務を本委託事業として行う。
- ・ 渋谷区、横浜市、札幌市との4都市連携では、他都市と協働で行うオンライン事業や渋谷区で実施する事業の調整や集客業務を本委託業務として神戸市と共に行う。
- ・ 神戸市男女共同参画センター(あすてっぷコワーキング)や神戸産業振興財団の無料相談含む支援策や、民間事業者による支援策と協働し、街全体で女性の起業や多様なキャリアを後押しする中、本事業は他の支援策などを加味し、起業準備中～創業3年目のスタートアップ、ベンチャー、イノベティブなマインドを持ったスモールビジネスなどをメインターゲットと想定する。

2) ターゲット

- ・ 本事業のターゲットは、下記に定める通り、起業に関心のある層と起業家層である。それらターゲットに起業家層に届けるために起業家にとってのメンターとなる存在や、その他支援策を行なうステークホルダーとの協働するものとする。
 - ① 起業家層 (サブターゲット)
起業に興味を持っているが起業に関する理解が貧しい層。また、行動したいが仲間・知識・ロールモデルとの出会いが不足しているがゆえに行動が止まっている層、アイデアがない層、アイデアはあるが起業の仕方がわからない層を想定する、起業も含めたキャリアを検討したい層を対象とする。
 - ② 起業準備層～起業3年目以内 (メインターゲット)
起業準備層起業予定及び活動を行なっているが、仲間やメンターとなる先輩起業家との接点が少な

い層や、起業したての層を想定する。また、既に事業を行なっている起業2～5年目まで頃の起業家で、ともに高めあえる仲間や、経営に関するアドバイスをもらえるメンターを求めている層も本事業の対象と想定する。

3) 趣旨

- ・ 起業関心層向けには、実際の起業家と出会うことでロールモデルを見つけ、起業についてのリアルを知ることによって起業という選択肢を踏まえたキャリア選択を促しつつ、神戸産業振興財団や男女共同参画推進センターなどの施設と連携して相談の機会や多様なキャリアを提供する。
- ・ 起業準備層や、起業3年目以内向けには、イベントでの登壇を通しての横の繋がりに加え、共に高めあえる仲間や先輩起業家、経営面での相談ができるメンターとの接点機会の創出などを行なう。
- ・ 神戸や関西内にある様々な支援策を可視化し、共にプログラムの周知や、街全体で起業家・挑戦者を後押しする仕組みの構築を行なう。
- ・ 本事業の運営事業者は、下記「5) 具体業務内容」に記載する①から⑤の内容に加え、事業内で得た声やニーズも活かし、神戸市との協議の上、臨機応変に企画、再委託、事務局業務、実施支援・管理、効果測定等を行う。

4) 事業 KPI

- ・ **イベント参加者数 100 名**
神戸市内で様々な起業家やロールモデルと出会えるイベントで、合計 100 名の起業関心層の参加。延べ 100 名、実数でも 50 名以上を想定。
- ・ **起業準備中から起業 3 年目まで起業家 10 名**
本事業で、ともに高めあえる起業準備～創業 3 年以内の起業家 10 名のコミュニティを形成・支援する。

5) 具体業務内容

① 女性起業家と支援者が集まるイベント（1 回×30～50 名規模）

- ・ 本事業の受託事業者は 7 月から 9 月までの間に、女性起業家や女性の起業を後押しする施策やコワーキングスペースなどの施設を含めた支援者と共に女性起業支援の在り方を考える神戸市内で実施するリアル（オフライン）イベントの連絡窓口を担い、企画運営・実行をすること。
- ・ スモールビジネスやスタートアップ含む、神戸市内で活躍しロールモデルとなりえる女性起業家が 10 名以上参加するイベントを想定する。
- ・ イベントの企画段階や、イベント中に出た意見を、今後本事業や、その他の施策に反映できるようにアンケートや内容の記録を行なうこと。
- ・ イベントには起業家、支援者に加え、一般参加者も募り、集まった参加者向けに、定期的に支援情報などを提供すること。

② 起業関心層向けの女性起業家登壇＋相談イベント（2 回×20 名規模）

- ・ 起業に関心がある層向けに、神戸市内の女性起業家が登壇し、起業のリアルを伝えつつ、イベントの後半に相談ができる 20 名前後規模のリアル（オフライン）イベントを 2 回実施すること。
- ・ 1 回のイベントで登壇者 3 名を想定し、登壇者は神戸市と協議の上決定すること。

- ・ イベントにおける謝礼など含めた調整、企画、実行を行なうこと。

③ 起業準備中～創業3年以内向けのグループメンタリングイベント（3回×10名規模）

- ・ 起業予定及び創業3年以内の起業家向けに、神戸域外・男女含む経営やビジネスに関する知見を持ったメンターからのグループメンタリングを受けられる10名規模程度のリアル（オフライン）イベントを3回実施すること。
- ・ 域外からのメンターに対しての謝礼含む、調整、企画、実行を行なうこと。

④ 4都市連携プログラムの調整業務（オンライン複数回、東京オフライン1回）

- ・ 渋谷区、札幌市、横浜市との4都市連携で行うオンラインイベントにて、神戸市と共に関係者（4都市の自治体や協働する事業者）との打ち合わせにも入り、一部調整業務を行う。
- ・ 他都市と共に実施するオンラインイベントにおいて、神戸側での集客やそのための関係者（他支援施設や教育機関など）への連絡、集客協力依頼、及びイベント当日の参加者との出欠含む連絡やオンライン接続などの運營業務を行う。
- ・ 想定するイベント内容と回数については、7月に勉強会、8月から3月にかけて月1回のイノベーションやグローバルな知見も持つメンターによるグループメンタリング機会、10月に多くのメンターからの1対1メンタリングデー、11月資金調達勉強会などのオンラインイベントと、2月に東京でのリアルイベントだが、基本的な企画の内容は4都市で協働する事業者が行ないつつ、本委託の事業者は神戸での集客や運営面でのサポートを行う。
- ・ 2月の東京での4都市連携、神戸から東京に約10名の起業準備中～起業家を選定する条件や仕組みを構築して選定・調整をし、本事業から交通・宿泊費の補填を行なうための運營業務も担う。

⑤ 市内支援の把握、女性起業家や関心層からの意見聴取と事業効果の測定

（想定するターゲット：①起業関心層、②起業準備層、③起業家層）

- ・ 本事業のイベントなどに参加した人向けにアンケートを実施し、コミュニティ参加者・支援対象者のニーズや起業準備段階を把握すること。
- ・ 事業開始時に企業の関心に関するアンケートを聴取し、その後の変化を通して本事業の有効性を判断する材料とすること。
- ・ 聴取する項目は、参加者の所属（学生の場合は学年も）、起業への関心度合い、求めている支援内容、起業家の場合は事業名・法人名及び形態（個人事業届もしくは法人）、設立年月などを想定する。また、本事業の年度末にも、その参加者の心境の変化などをアンケートで取得すること。

下記①～⑤を行なう上で、いずれの項目においても、神戸市は、受託者による代替案や、協賛金の獲得、神戸市との協働等の追加提案を受け付ける。

4. 業務報告書について

1) 業務報告書(電子データでの提出とします)

① 業務の着手時に提出する書類(契約締結後、3週間を目途に提出することとします)

- ・ 業務工程表

1部

- ・業務実施体制図 1 部
- ・業務計画書 1 部
- ② 業務の実施中に提出する書類(毎月 10 日までに提出)
 - ・月次報告書 1 部
 - 下記項目を含むものとする。
 - 1. 各イベントの実施結果
 - ・イベント概要、登壇者情報
 - ・参加者数、参加者属性（所属、神戸市内在勤在学在住情報、起業への関心度など）、流入経路
 - 2. コミュニティメンバー実績
 - ・起業準備層 10 名の事業内容、流入経路、神戸市内拠点有無、ニーズなどの情報
 - ・起業家 10 名の事業内容、起業時期、流入経路、神戸市内拠点有無、ニーズなどの情報
 - 3. 連携支援先のリスト
 - ・連携した支援者のリストの機関名と連携内容
- ③ 業務の完了時に提出する書類(令和 5 年 3 月末日提出)
 - ・業務完了届 1 部
 - ・業務報告書 1 部
 - 月度報告書をまとめた内容に加え、次年度に向けた提案
 - ・その他、業務によって得られた資料一式 1 部

2) 検収

神戸市は、納期までに納品を受けた業務委託書について確認を行う。神戸市から、受託者に対し修正等の指示があった場合は速やかに対応することとする。

納品場所：神戸市企画調整局医療・新産業本部新産業課

5. 委託料(上限)

7,500,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

6. その他の事項

1) 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する業務遂行責任者をおくこと。なお、当該業務遂行責任者はコミュニティマネージャーを兼務することも可とする。

2) 開発環境

設計・開発については、受託者において必要な環境を用意すること。

3) 進捗管理

本業務実施中は、事業進捗状況を定期的に神戸市に報告するとともに、全体のスケジュール管理や作業工程・実績管理、成果・改善について、定期的に開催する進捗確認会議や適宜行う業務に関する打合せにより神戸市との協議調整を行うこと。また、随時、神戸市の求めに応じて本業務にかかる情報を提供すること。

4) スタートアップ・エコシステム拠点都市の形成

本業務全般を通じて、関西の周辺自治体等との連携を意識して取り組み、神戸市の要請に応じて、「大阪・京都・ひょうご神戸コンソーシアム」を含む自治体との連携協議に神戸市とともに対応すること。

5) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、市の承諾を得たときは、この限りではない。

6) ウェブ媒体の管理権限

- ① 受託者が本業務の遂行のために作成・運用する SNS やウェブサイトなどの媒体について、神戸市が本事業を令和 6 年 4 月以降も継続実施する場合、受託者は当該媒体の管理に係るすべての権限を神戸市が指定する事業者へ譲渡すること。
- ② 指定された事業者がその権利を放棄する場合、本業務の受託者はその媒体を継続して運用することができる。ただし、そのアカウント名やサイト名を含む運用方法については、神戸市が本事業を継続するにあたり支障がない方法を神戸市と協議の上決定すること。
- ③ 「神戸市セキュリティポリシー」および「神戸市ホームページ作成ガイドライン」（いずれも神戸市ホームページ掲載）を遵守すること。
- ④ ウェブサイトに関しては、神戸市事業を終了した 1 年以降も、サーバー、ドメインなどサイトの維持にかかる費用の負担と、その管理を行う。事業終了の場合もその後 1 年以内に神戸市に移管、もしくは 1 年後にサイトをクローズすることができる。

7) 著作権の帰属

- ① 本業務の履行により成果物が作成されたときは、成果物に係る受託者の著作権（著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 21 条から第 28 条までに規定する権利をいう。）、所有権その他の権利（以下「著作権等」という。）は、神戸市に帰属、若しくは受託者は神戸市に譲渡する。
- ② 受託者は、神戸市が必要に応じて成果物の変更、切除その他の改変を行うことを了承するとともに、神戸市の行為に対し、著作者人格権を行使しない。
- ③ 受託者は、神戸市に対し、成果物が第三者の著作権等を侵害していないことを保証しなければならない。
- ④ 受託者の成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差し止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は、神戸市に生じた損害を賠償しなければならない。

8) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

9) 仕様変更

受託者は、本仕様書の変更の場合には、あらかじめ市と協議のうえ、承認を得ることとする。

10) 記載外事項

本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については市と受託者とが協議して定めるものとする。

11) 帳簿等の保管

委託料の対象となる経費の支出状況等が分かる帳簿等を整備し、本業務を完了し、又は中止し、若しくは廃止した日の属する年度の終了後5年間これを保存しておかなければならない。

12) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

以上